

市政情報

八幡平市の子育て支援事業

健康福祉課

八幡平市は、市民の皆さんが安心して子どもを産み育てることができるまちづくりのため、さまざまな子育て支援に取り組んでいます。

妊娠期から乳幼児期までの
子育て支援事業を紹介します。

※ 資料中に表記している **上乗せ事業** とは、国や県の基準を超えて給付やサービスを行っている事業です。



妊娠～出産期の支援

- ◇ 1-1、1-2 特定不妊治療費の助成 上乗せ事業
- ◇ 2 妊婦健康診査受診費用の助成
- ◇ 3 妊婦歯科健康診査受診費用の助成
- ◇ 4 もうすぐパパママ教室
- ◇ 5 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
- ◇ 6 産婦健康診査受診費用の助成
- ◇ 7 伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフト事業 上乗せ事業
- ◇ 8 産婦人科・小児科オンライン医療相談事業



支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 - 1 特定不妊治療費の助成

高額な治療費がかかる特定不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

上乗せ事業

【対象】

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の両方の項目に該当する方

- 夫または妻のいずれか一方、または両方が八幡平市に住民登録している方
- 岩手県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金」の交付決定を受けている方

【助成金額】

- 夫婦1組に対して、助成対象治療に要した費用から岩手県の助成金を控除した額とし、1回の治療につき10万円を限度とします。

◇ 1 - 2 特定不妊治療費の助成

高額な治療費がかかる特定不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

上乗せ事業

【対象・助成回数】

○初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢によって、通算助成回数が異なります。

妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
初回 40歳未満	限度なし	1子ごと6回まで	限度なし
初回 40歳以上 43歳未満	限度なし	1子ごと3回まで	限度なし

○妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。

※詳しい内容等は、担当までお問い合わせください。

◇ 2 妊婦健康診査受診費用の助成

母子保健法に規定されている妊婦健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を支援します。

【対象】

- 市内に住所を有する妊婦



【内容】

- 妊婦 1 人につき、14 回分の健康診査受診費用と子宮頸がん検診受診費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。

※県外で受診した場合、費用はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、産後 3 か月以内に市の窓口で手続きすれば、自己負担分について助成します。

(助成額の上限あり)

◇ 3 妊婦歯科健康診査受診費用の助成

妊娠期に必要な健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を支援します。

【対象】

- 市内に住所を有する妊婦

【内容】

- 妊婦歯科健康診査受診費用（1回分）を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。

【その他】

- 市内の委託歯科医院で健診を受けることができます。
- 事前に予約をしてから受診してください。

◇4 もうすぐパパママ教室

もうすぐお子さんが生まれるご夫婦を対象に、親同士が交流できる場を提供するとともに、妊娠・出産・育児等についての知識や情報を伝え、安心して出産を迎えられるよう支援します。

【対象】

- 市内に住所を有する妊婦及び夫



【内容等】

- 内 容 妊娠中の栄養管理、沐浴（もくよく）、パパ妊婦体験、歯のお話、お産についての講話、赤ちゃんふれあい体験、赤ちゃんのお世話練習
- その他 事前に申し込みが必要です。申し込み締切日、持ち物や場所等、母子健康手帳の交付時に配布しているチラシをご覧ください。

◇5 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

安心して出産できる環境の充実のため、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターへの通院等に係る交通費等の助成を行います。

【対象者】

- 妊娠の継続や出産の状況によって母子両者または母子のいずれかが重大な予後が予想される「ハイリスク妊産婦」であって、市内に住所を有する県内または県外の周産期母子医療センターに通院または入院している妊産婦（一時的に県外の実家等に居住した場合は対象外）

【対象経費】

- ハイリスク妊産婦が妊婦健診、診療または分娩のために周産期母子医療センターへ通院もしくは入院または近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費

【助成金額】

1回の出産につき、上限50,000円

【その他】

該当する病院や助成対象となる交通費等については、窓口でご相談ください。

◇ 6 産婦健康診査受診費用の助成

母子保健法に規定されている産婦健康診査を受診する際の経済的負担軽減と産後うつ予防及び新生児への虐待予防を目的として行います。

【対 象】

- 市内に住所のある産婦

【内 容】

- 産後2週間前後と産後1か月前後に受診する産婦健康診査の費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。

※県外で受けた場合、健診料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、市の窓口で手続きすれば、全額助成します。

◇ 7 伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフト事業

すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体とした支援を行います。

上乘せ事業

【伴走型相談支援】

- 妊娠期から出産・子育てまで身近で相談で応じ、必要な支援につなぐため、保健師と3回の面談を行います。
(1回目：妊娠届出時、2回目：妊娠8か月頃、3回目：出産後、赤ちゃん訪問時)

【経済的支援】

- 妊娠届出時の面談後に出産応援ギフト10万円、出生届出後の面談後に子育て応援ギフト50万円を支給します。
※ただし、2年以内に市外に居住し、または転出したときは返還の対象となります。



◇ 8 産婦人科・小児科オンライン医療相談事業

妊娠、出産、子育てに関わる不安解消などを目的に、市内の妊産婦や育児中の保護者の相談支援体制の強化を図ります。

【対 象】

- 市内に住所がある妊産婦、育児中の保護者など

【内 容】

- 産婦人科医、小児科医、助産師にスマートフォンから医療相談ができるサービスです。
- 市民であれば、何度でも無料で相談ができます。
- 相談方法は以下の3つです。

「いつでも相談」 LINEやメールで相談 常時受付・24時間以内に回答

「夜間相談」 LINEや電話で相談 平日午後6時～10時・10分間予約制

「日中助産師相談」 LINEで相談 月・水・金の午後1時～5時・予約不要

乳幼児期の支援

- ◇ 1 乳児健康診査（個別健診）受診費用の助成
- ◇ 2-1、2-2 乳幼児健康診査（集団健診）
- ◇ 3 新生児聴覚検査受診費用の助成
- ◇ 4 未熟児養育医療給付
- ◇ 5 赤ちゃん訪問・相談及び各種教室
- ◇ 6 予防接種

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。



◇ 1 乳児健康診査（個別健診）受診費用の助成

母子保健法に規定されている乳児健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、乳児の健康の保持増進を支援します。

【対象】

- 市内に住所を有する乳児

【内容】

- 乳児健康診査の受診費用を助成します。
- 出生届出時に、費用助成が受けられる受診票を交付します。

【使用する時期】

- 1か月児健診
- 9～10か月児健診

※ 1か月健診を県外で受けた場合、健診料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、産後3か月以内に市の窓口で手続きすれば、自己負担分について助成します。（助成額の上限あり）

◇ 2-1 乳幼児健康診査（集団健診）

母子保健法に規定されている乳幼児健康診査を集団で行い、お子さんの成長発達の確認や病気等の早期発見のために行います。

【対 象】

- 市内に住所を有する乳幼児

【健診の種類】

- 乳児健診（3～4か月児、6～7か月児）
 - ※ 6～7か月児は、歯科衛生士による歯科相談あり
 - 1歳児健診
 - ※ 歯科衛生士による歯科相談あり
 - 1歳6か月児健診（歯科健診あり）
 - 2歳6か月児歯科健診
 - 3歳児健診（歯科健診あり）
- } ※ 希望でフッ化物歯面塗布あり

◇ 2 - 2 乳幼児健康診査（集団健診）

母子保健法に規定されている乳幼児健康診査を集団で行い、お子さんの成長発達の確認や病気等の早期発見のために行います。

【内 容】

- 問診、身体計測、診察、保健及び栄養指導、歯科健診及び歯科相談
希望者にはフッ化物歯面塗布（歯科健診を行う時）

【その他】

- 対象時期は「八幡平市母子保健事業日程表」でご確認ください。
対象者には、約1か月前にお知らせします。
- 3歳児歯科健診で、むし歯のない親子を対象に表彰します。



◇ 3 新生児聴覚検査受診費用の助成

母子保健法に規定されている新生児の聴覚検査を受診するための経済的負担を軽減し、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を行います。

【対 象】

- 検査を受けた新生児の保護者で、検査日に市内に住所を有する者

【内 容】

- 新生児聴覚検査の受診費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。
- 生後2～5日頃の入院中に実施します。

【助成額】

3,000円

※県外で受けた場合、検査料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、受診日から1年以内に市の窓口で手続きすれば、助成します。

◇ 4 未熟児養育医療給付

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。

【対象】

- 市内に居住する未熟児で、医師が入院治療を必要と認めた者

【給付について】

- 指定養育医療機関での養育医療に係る入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費により負担します。
- 世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担になりますが医療費助成事業の対象となり、還付が受けられます。

◇5 赤ちゃん訪問・相談及び各種教室

母子保健や育児支援のため、家庭訪問や相談・各種教室等、さまざまな事業を行っています。

【赤ちゃん訪問】

- お子さんが生まれた後、市の保健師が訪問し、育児相談や心配事相談に応じます。また、健診・予防接種等について説明します。

【産後ケア事業】

- 安心して子育てができるように、助産師等がご自宅へ訪問し、授乳や育児の相談などが受けられます。

【相談】

- 随時、実施しています（電話や来庁など）。

【各種教室】

- 離乳食教室

詳しくは、「八幡平市母子保健事業日程表」をご覧ください。



◇ 6 予防接種

お母さんからもらった赤ちゃんの免疫（病気に対する免疫力）は、生後数か月の間に自然と失われていくため、予防接種で免疫をつくり、感染症を予防します。

【定期予防接種】

- ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、四種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎、ロタウイルス感染症、二種混合、HPV感染症

【接種方法】

- 出生届出の際や集団健診時または郵送で予診票を配付します。接種時期になったら、あらかじめ委託医療機関に予約をしてください。
- 接種当日は、予診票、母子健康手帳、保険証をお持ちください。

【その他】

- 任意の予防接種（おたふく、インフルエンザ）については、医師と相談のうえ接種してください。詳しくは、お問い合わせください。※ 一部費用の助成があります。

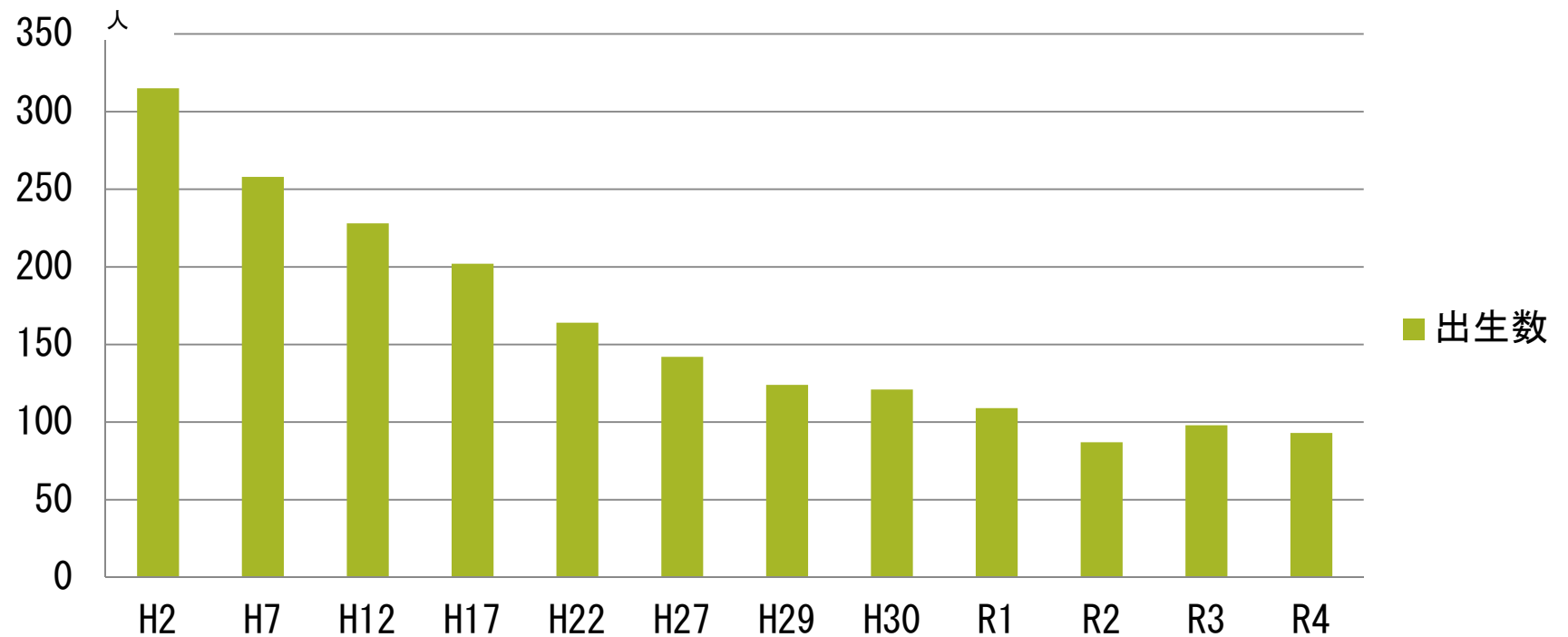
グラフで見る 八幡平市の出生数の状況



出生数の推移

単位：人

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	R1	R2	R3	R4
出生数	315	258	228	202	164	142	124	121	109	87	98	93



出典：岩手県人口移動報告年報